

児童・生徒の保護者の皆さまへ

「学校給食費の滞納」に対する取り組みの強化について

日ごろは、清須市の給食事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校給食費は、学校給食法第11条及び清須市学校給食センター管理運営規則第3条第2項の規定に基づき、保護者の皆さまに賄材料費としてご負担していただくべきものと定められています。

学校給食費を納めていただかないと、学校給食の安定提供に影響があるばかりでなく、期限を守って納めていただいている保護者の皆さまとの公平性を保つことができません。

学校給食費が納付されない場合、年に数回、勧告書を送付し、早期の納付を促していますが、納付いただけない保護者がおみえになるのも現実です。

そこで、教育委員会では、学校給食費の滞納に対する取り組みを強化するため、納付されない場合に限り、やむを得ない措置として、裁判所に「支払督促」の申し立てを行うこととしました。

さらに必要な場合は、裁判所に「強制執行」の申し立てを行い、財産（主に、預金・給与・自動車などの動産や不動産などが対象となります。）の差し押えを行うこととなります。

教育委員会では、学校給食の安定提供と保護者間の負担の公平性を確保していくため、このような法的措置も含めて、学校給食費の未納対策に取り組んでまいりますので、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成29年4月

清須市教育委員会

経済的な理由などで納付が困難な場合は・・・

- ① 分割納付
経済的な理由で納付が困難な場合、状況をお聞きした上で、分割納付に応じられる場合がありますので、お子様が在籍している（又は在籍していた）学校にご相談ください。
- ② 就学援助制度
市民税が非課税の世帯や児童扶養手当を受給されている世帯など、経済的な理由で就学が困難な児童及び生徒の保護者に対しては、「就学援助制度」があります。年度途中でも申請できますので、清須市教育委員会事務局教育部学校教育課学校教育係（市役所南館1階 電話400-2911）にお問い合わせください。
- ③ その他全般
「学校給食費の滞納」に対する取り組みの強化全般については、清須市教育委員会事務局教育部学校給食センター管理事務所庶務係（清須市学校給食センター 電話400-7925）にお尋ねください。

